

農薬は正しく使いましょう

農薬は「農薬取締法」に基づき登録されており、登録された農薬は定められた使用方法を守って使用することで安全性が確保されています。

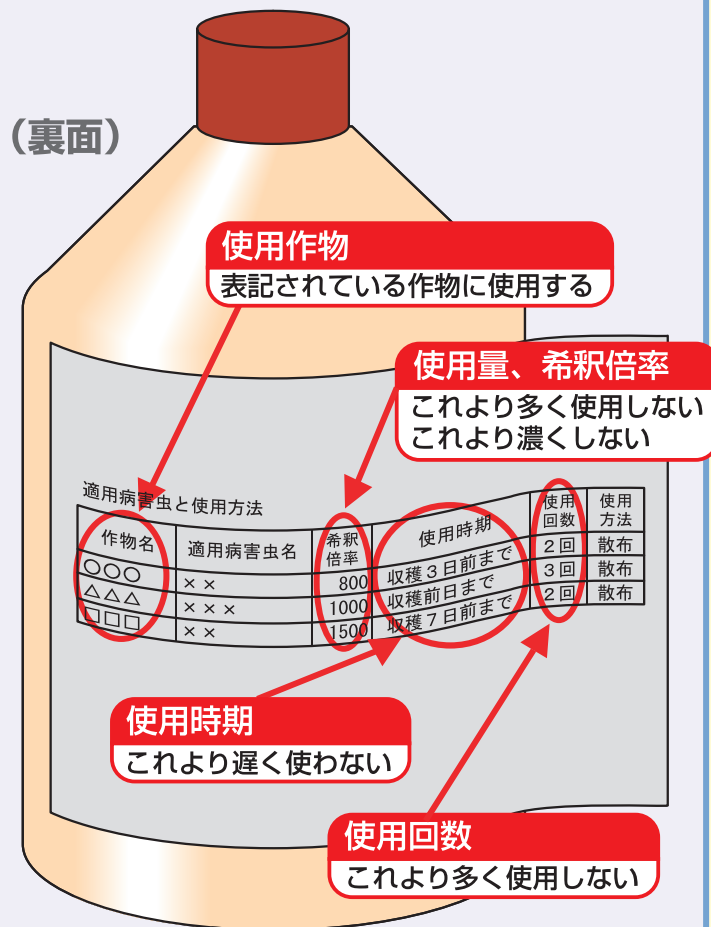
平成 15 年3月に農薬取締法が改正され、農薬の使用のルールが厳しくなりました。ルールを守らないと罰せられます。

1 必ず守らなくてはならないこと

- 登録されている農薬を使用する。



- 容器のラベル表記を厳守する。



◇ 農家の方だけでなく、農薬を使うすべての人が対象です。

◇ 家庭菜園やガーデニング、庭木・草花も対象です。

※ 守らなければ罰則が適用されます。(3年以下の懲役、100万円以下の罰金等)

※ 非農耕地用除草剤

農耕地 (田畑、家庭菜園、庭木・草花等) には使用できません。

2 住宅地等での農薬使用について

住宅地の周辺において農薬を使用する際には、農薬の飛散を防止するために努力することが定められました。

● 住宅周辺地での病虫害防除にあたって努力すべきこと

● 農薬使用の回数・量を削減する

病虫害に強い作物の栽培、病虫害の発生しにくい土づくり、人の手による害虫の捕殺、防虫網等物理的防除手段の活用等を行う。

● 農薬の飛散が少なくなるようにする

飛散が少ない形状の農薬、飛散を抑制するノズルを使用する。

● 農薬散布時の環境に注意する

無風又は風が弱い時に行くなど、近隣に影響の少ない天候や時間帯を選ぶ。また風向きやノズルの向きなどにも注意する。

● 農薬使用者又は農薬使用委託者は、農薬散布時に近隣の住民へ周知する

農薬を散布する場合には、事前に散布日時・使用農薬・散布時の立入禁止などに関する表示板などを設置し、周知するよう努める。

特に、近隣に学校や通学路等があり、散布時に子供の通行が予想される場合には、当該学校や保護者への周知を徹底する。

農薬は、使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬、使用した量又は希釈倍率を記録しておきましょう！



農薬に関して不明な点がある場合は、次のところにお問い合わせください

最寄りの農業技術センター

(普及指導部、横浜川崎地区事務所、三浦半島地区事務所、足柄地区事務所、北相地区事務所)

最寄りの地区農政事務所あるいは地域県政総合センターの農政部地域農政推進課

(横浜川崎、横須賀三浦、県央、湘南、県西)

農業技術センター病虫害防除部

電話：0463-58-0333(代)

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

電話：045-210-4425